

## 市第193号議案 横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例の廃止

### 1 廃止理由

本市では、技能職者の経営の安定等を図るため、設備資金及び振興資金の貸付事業を行ってきました。事業開始当時は、中小企業の借入れ難が目立ち、借入金利も上昇するなど、技能職者は、総じて厳しい経営環境におかれていましたが、小規模事業者を対象とした融資制度が整ったことなどにより、近年、利用実績がありません。

そのため、技能職者を対象とした貸付事業の一定の役割は果たされたものと考え、設備資金及び振興資金の貸付事業を廃止し、資金貸付の適正な運営を図るために設置していた、横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例（昭和44年4月1日横浜市条例第18号）を廃止するものです。

### 2 貸付事業の概要

技能職者を対象に、本市が直接融資を実施

	設備資金	振興資金
用途	業務用機械・器具の購入資金 及び内装施工の資金	業務用各種原材料（材木、セメント等）の購入資金
貸付限度額	150万円（対象経費の3/4以内）	120万円
貸付期間	56か月以内（6か月の据置期間含む）	22か月以内（2か月の据置期間含む）
貸付対象者	技能職者で次の要件のうち、いずれかを満たす方 ・市内在住（法人の場合は代表者）で、市内で1年以上同一事業を営み、かつ引き続き市内でその事業を営もうとする人 ・市内在住で、市内で1年以上同一事業に従事し、独立して市内でその事業を営もうとする人	
金利	無利息	無利息
保証	連帯保証人が必要	連帯保証人が必要

### 3 施行期日

平成27年4月1日施行予定

### 4 貸付実績

設備資金は平成22年度以降、振興資金は平成17年度以降実績なし

年度	設備資金		振興資金	
	件数	貸付額	件数	貸付額
21年度	2	200万円	0	0
22年度	0	0	0	0
23年度	0	0	0	0
24年度	0	0	0	0
25年度	0	0	0	0